

平成17年3月31日

加入事業所事業主各位

茨木商工会議所

「個人情報の保護に関する法律」施行に伴う
特定退職金共済制度の取扱いに関する案内

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、ご高承のとおり、平成17年4月1日に「個人情報の保護に関する法律」（以下、「個人情報保護法」と言います。）が前面施行されることとなります。

それに伴い、現在当会議所とご契約いただいております特定退職金共済契約にかかる個人情報の取扱いにつきまして、下記のとおりご案内させていただきます。

敬具

記

1. 個人情報の取得について

- ◆加入事業所から当会議所に退職金制度の運営を委託し、特定退職金共済契約を締結することに伴い、加入事業所から運営に必要な個人情報の提供をいただいているものであり、加入事業所から当会議所への個人データの委託（個人情報保護法第23条第4項第1項）によるものと整理します。

2. 加入事業所の義務と当会議所の対応

- ◆当会議所へ個人情報を提供するにあたっては、加入者本人に対する利用目的の明示や当会議所への情報提供の同意の取得は必要ありませんが、加入事業所には委託先である当会議所への監督義務が生じます。（法第22条）
- ◆加入事業所が監督義務を果たすため、当会議所は次の対応を行いますので、原則として加入事業所が個別に監督義務を果たすための措置をおとりいただく必要はございません。なお、「誓約書」は別途保存下さい。

1. 個人情報保護のために講ずべき措置を誓約書にて明示し、加入事業所へ提出します。
2. 個人情報の安全管理措置等について、必要に応じて当会議所より加入事業所へご報告させていただきます。

以上

特定退職金共済契約にかかる 個人データの取扱いに関する誓約書

茨木商工会議所（以下、「特退共団体」という。）は、特退共団体と事業主（以下、「共済契約者」という。）の間でご締結いただいた退職金共済契約（以下、「本契約」という。）にかかる現在もしくは将来の個人データ（個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第4項に定める個人データをいう。）（以下、「個人データ」という。）について、共済契約者さまから取扱いの委託（以下、「本件委託業務」という。）を受けましたので、本件委託業務において、個人データを、本契約のお引き受け、ご継続・維持管理、退職金等のお支払、本契約に関連する業務その他共済契約者から委託された業務（以下、「本契約の目的」という。）の範囲で以下の通り取り扱います。

なお、本誓約書の内容につき特退共団体まで特段の異議につきご連絡いただかない場合には、本誓約書の内容にご同意いただいたものとみなすこととさせていただきます。

第1条（守秘義務に関する事項）

特退共団体および本契約に係る業務に携わる従業者（以下、「職員等」という。）は、本契約の目的以外の目的のために個人データを使用もしくは加工し、改竄し、または第三者に漏えいする行為はいたしません。

- 2 特退共団体およびその職員等は、個人データを厳重に保管し、共済契約者の指示がある場合を除き、本契約の目的の範囲を超えてこれを複写または複製せず、その他コンピュータ端末等を利用して機密を漏えいする疑いをもたれる行為はいたしません。
- 3 特退共団体は、個人データを含む媒体・書類等を紛失または漏えいした場合には、直ちに共済契約者に通知いたします。
- 4 特退共団体は、前3項に定める義務を遵守するにあたり、個人データの取扱いに関する基本方針および取扱規定を整備、策定するとともに、個人データの安全管理のための組織体制を整備いたします。
- 5 特退共団体およびその職員等は、本契約が解約によりその効力を失った場合には、法令等に定める場合を除き特退共団体の定める個人データに関する保存規定等に従い、必要な業務の終了後速やかに、特退共団体の選択に従い、共済契約者に対し個人データを返却し、または廃棄もしくは削除いたします。
- 6 特退共団体が、本誓約書の定めにより故意または過失により違反したため（特退共団体が、本件委託業務の全部または一部を第三者に再委託した場合に、当該第三者が本誓約書の規定に違反した場合を含む）、共済契約者もしくは本人（被共済者）を含む第三者（再委託を受けた第三者を除く。）に損害を与え、もって共済契約者に損害または法律上の損害賠償義務が発生した場合、共済契約者に対してその損害を賠償いたします。

7 前項の損害賠償義務は、本誓約書が効力を失うまで、その義務を免れないものとします。

第2条（報告に関する事項）

特退共団体は、第1条第3項に定める通知を行ったときは、その対応に関する事項のほか、第1条第4項に定める特退共団体の基本方針、取扱規程および組織体制等について報告します。

2 前項のほか、特退共団体は個人データの管理状況について、特退共団体が必要と判断した場合に報告いたします。

第3条（再委託に関する事項）

特退共団体は、特退共団体が定める委託先選定の基準に照らして第三者を選定のうえ、本件委託業務の全部または一部を当該第三者に再委託します。

2 前項の第三者への再委託に伴い、特退共団体は、自己の責任において、当該第三者をして本誓約書の定めを遵守させるものとします。

3 第1項の規定にかかわらず、特退共団体は、本誓約書に定める特退共団体の義務を免れることはできないものとします。

第4条（協議に関する事項）

本誓約書に定めない事項が生じた場合、本誓約書の定める事項に疑義が生じた場合、および本誓約書の内容を変更する場合には、共済契約者、特退共団体双方協議のうえ、その決定または解決を図り、本誓約書の一部を変更することがあります。

第5条（委託契約期間に関する事項）

本誓約書は、平成17年4月1日より効力を開始し、本誓約書またはその他の合意により別に定めない限り、本契約の終了後個人データの返却または廃棄もしくは削除が完了した時点をもって効力を失うものとします。

平成17年3月31日

特定退職金共済団体

茨木商工会議所